

# 補助金等見直しチェックシート・目次

中央卸売市場

(単位:千円)

番号	所管	補助金等名称	21予算	見直し 年度
1	本場	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟入居促進事業補助金	865	
19-1	企画担当	大阪市中央卸売市場本場設備等近代化助成事業にかかる 利子補給金	37	22

※ 番号欄の枝番号は、21年度以降に廃止することとして、昨年度(19年度中)にチェックシートを公表したもの。

# 補助金等見直しチェックシート

## (1) 補助内容

番 号	1	所 管	中央卸売市場本場		
名 称	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟入居促進事業補助金				
交付先	新規に本市中央卸売市場本場外から業務管理棟へ入居する者				
交付目的	本市中央卸売市場本場の活性化と市場機能の充実を図るため、業務管理棟への入居に際して入居移転関連費の一部を補助金として交付することについて必要な事項を定め、もって入居促進の一助とすることを目的とする。				
事業の概要	本場業務管理棟への入居促進の一助とするため、移転費用のうち、入居先の面積に対し4,000円/㎡を限度に補助する。なお、実際に支出した移転費用を超えないこととする。				
積算根拠 (前年度実績)	66.50㎡ × 4,000円/㎡ = 266,000円(19年度実績)				
事業開始年度	平成18年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率(%) (前年度実績)	100%(上限4,000円/㎡)	48% = 補助金額(266,000円) / 補助対象額(556,935円) × 100			
他の公的補助の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	本市のみ <input checked="" type="checkbox"/>		
交付先の分類	個人				
性質別分類	その他				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			

## (2) 直近の見直し状況

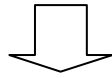
見直した時期	なし
内 容	

## (3) ガイドライン項目の遵守状況

「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目	不適	その理由と今後の対応について
1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である	<input checked="" type="checkbox"/>	要綱上、対象経費の全額の補助額を明示しているが、社団法人大阪府トラック協会や、社団法人全日本不動産協会から、見積りを徴収し、標準的な移転費用を8,000円/㎡とし、その費用の1/2を補助限度額としているため、補助率は補助対象経費の1/2以下を実現している。
2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している	<input type="checkbox"/>	
3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている	<input type="checkbox"/>	
4 交付先を決定するために、公募制を導入している	<input type="checkbox"/>	
5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない	<input type="checkbox"/>	
6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である	<input type="checkbox"/>	
7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)	<input type="checkbox"/>	

#### (4) 補助効果の検証

効果測定方法	19年度予算時点の18件の入居者確保を目標としている。
達成状況	入居照会は多数あるものの、市場内という立地条件や、入居者の業種が市場に適さない等の理由から、19年度1件、20年度(12月1日現在)1件の入居補助者があったのみである。



効果の評価		理由
<input type="checkbox"/> 十分効果をあげている <input checked="" type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果に疑問がある <input type="checkbox"/> その他		目標の18件から乖離が大きかったものの、近年の景気状況に鑑みると2件とはいえ入居者を確保できたことは効果があったものとする。

#### (5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本補助金は業務管理棟の入居率を改善するべく入居を促進し、これにより本場の活性化と市場機能の充実を図るものであるから。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社団法人大阪府トラック協会や、社団法人全日本不動産協会から、見積りを徴収し、標準的な移転費用を8,000円/㎡とし、その費用の1/2を補助限度額としているため。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入居予定者が対象であり、補助金によることが事業目的の実現に最適であるとする。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	業務管理棟入居予定者が対象であるが、入居者については、公募を実施している。

#### (6) 今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま補助を継続	→	見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 見直したうえで継続			
<input type="checkbox"/> 廃止する		廃止の理由	
<input type="checkbox"/> その他			

その他の内容	
--------	--

<table border="1"> <tr> <th>終期設定</th> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> </tr> </table>	終期設定	平成 20 年度	⇒	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 終期到来により廃止</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	⇒	<table border="1"> <tr> <th>次回チェック年度(予定)</th> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> </tr> </table>	次回チェック年度(予定)	平成 23 年度
終期設定										
平成 20 年度										
<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止										
<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討										
次回チェック年度(予定)										
平成 23 年度										

#### (7) 財政局のコメント(今後の課題等)

「今後の方向性」のとおり、補助を継続することが適当である。

# 補助金等見直しチェックシート

## (1) 補助内容

番号	19-1	所管	中央卸売市場企画担当		
名称	大阪市中央卸売市場本場設備等近代化助成事業にかかる利子補給金				
交付先	本場施設整備事業に伴い、設備等の改善について融資を受けた業者				
交付目的	大阪市中央卸売市場本場施設整備事業に伴い、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が行う設備等の改善について融資を受けた場合に、利子補給を行うことにより円滑に整備事業が終了し設備の近代化(情報機器の導入による高度情報通信網の整備、冷蔵庫等の更新による売場の衛生面の確保等)を促進し、もって生鮮食料品の効率的かつ円滑な流通を図ることを目的とする。				
事業の概要	設備等の改善、近代化を図るため融資を受けた場合の利子の一部(農林漁業金融公庫標準利率の1/2又は別途、定める限度額の範囲)を補給する。				
積算根拠 (前年度実績)	160,988円(18年度実績)				
事業開始年度	平成4年度		交付方法	通常払	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input checked="" type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率(%) (前年度実績)	50%	補助金額(160,988円) / 補助対象額(321,976円) × 100 = 50%			
他の公的補助の有無	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	本市のみ <input checked="" type="checkbox"/>		
交付先の分類	個人				
性質別分類	事業費補助(借入れ額の利子等償還に対する補助)				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			

## (2) 直近の見直し状況

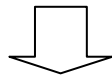
見直した時期	H18.4.1
内容	本場整備事業の完了に伴い、本補助事業の目的は達せられたことから、平成18年4月1日付けで要綱を改正し、新たな補助は行わないこととし、現在の補助対象者の融資が終了した時点をもって、補助を廃止することとした。

## (3) ガイドライン項目の遵守状況

「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目	不適	その理由と今後の対応について
1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である	<input type="checkbox"/>	
2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している	<input type="checkbox"/>	
3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている	<input type="checkbox"/>	
4 交付先を決定するために、公募制を導入している	<input type="checkbox"/>	
5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない	<input type="checkbox"/>	
6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である	<input type="checkbox"/>	
7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)	<input type="checkbox"/>	

#### (4) 補助効果の検証

効果測定方法	本場整備事業は現地建替えのため、ローリングによる業者の移転が必要であり、業者が当整備事業に協力し円滑な移転を行い、整備事業の早期の完了を目指すとともに、移転に伴いハード整備の近代化に即した設備の近代化を促進し、生鮮食料品の効率的かつ円滑な流通を図ることができたか。
達成状況	51業者(卸売業者7件、仲卸業者17件、関連事業者27件)に対して利子補給を行い、資金不足による移転遅延がなく、円滑に整備事業が完了するとともに、平成14年度までに全ての設備の近代化を実施した。



効果の評価		理由
<input checked="" type="checkbox"/> 十分効果をあげている <input type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果に疑問がある <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	平成4年度より仮設工事を開始し、平成14年度の本設工事整備完了まで資金不足による移転遅延がなく、円滑に整備事業が終了した。また、設備の近代化においては、特に中央卸売市場の顔である卸売業者10社中7社が当補助を利用し、設備の近代化(情報機器の導入による高度情報通信網の整備、冷蔵庫等の更新による売場の衛生面の確保等)が促進され、生鮮食料品の効率的かつ円滑な流通を図ることができた。

#### (5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	本場整備事業の円滑な推進のためガイドライン上は「適」であるが、事業が完了し、新たな補助は発生しない。よって、現在の補助対象者の償還が終了した時点で制度を廃止する。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	利息の1/2について補助を行っており、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備については、事業者が負担するものであるが、当該利息の軽減による近代化の促進に寄与することは、有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象は本場内の事業者であるが、本場内において公募を行っているため

#### (6) 今後の方向性

<input type="checkbox"/>	現行のまま補助を継続	見直しの内容	見直しの時期
<input type="checkbox"/>	見直したうえで継続		
<input checked="" type="checkbox"/>	廃止する		
<input type="checkbox"/>	その他		

その他の内容	廃止の理由	本場整備事業が完了したことから、本補助事業の目的が達せられたため
	廃止の時期	平成22年度

終期設定	<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来により廃止	次回チェック年度(予定)
平成 21年度	<input type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	平成 年度

#### (7) 財政局のコメント(今後の課題等)

「今後の方向性」のとおり、円滑な収束に努めること。